

事業機会を作りだす要素

外部環境要素

- ・市場動向（消費者ニーズ）
- ・業界動向（競争）
- ・国際情勢
- ・技術動向
- ・環境保全
- ・ライフスタイル等

内部環境要素

- ・経営者（理念、ビジョン・意欲等）
- ・従業員（参謀人材、中堅人材）
- ・技術（コア技術、得意技術）
- ・製品（市場規模、独自性、知名度）
- ・資金（取引金融機関数、借入利率）
- ・情報（インターネット、モバイル）

取り巻く環境を把握し将来を見通す。

事業機会の育成に必要な資質と能力

自らの有する経営資源を集中投下する。



- ・夢やロマン
- ・「こだわり」を含んだ熱意
- ・職業経験に基づくスキル
- ・ネットワーキング



著作権法の改正

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作権の違法利用等が常態化している中「著作権法の一部改正する法律」が平成24年6月20日に成立し、平成25年1月1日に施行されます。

（下記③、④、⑤は施行済み）

【改正の内容】

①いわゆる「写り込み」（付随対象著作物としての利用）に係る整備

著作権者の利益を不当に害しない範囲で、著作権者の許諾無く著作物を利用できる場合を、ある程度包括的に定めた規定が設けられました。

例えば写真の中にキャラクターなどの著作物が偶然含まれてしまう「写り込み」は著作権の侵害には当たりません。

②国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定の整備

③公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備

④著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備

改正前も、不正なコピーを防ぐ技術（技術的保護手段）を回避してコンテンツをコピーすると、私的複製であっても違法でしたが、今回の改正で市販DVDなどに施されたアクセスコントロール技術（CSS等）を回避して複製（コピー）した場合にも違法となります。ただし、罰則規定はありません。なお、今回の改正でアクセスカードを回避するソフトウェアを配布する行為も著作権法上違法となり、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またその両方が科せられることとなります。

⑤違法ダウンロード刑事罰化に係る規定の整備

違法に配信されていると知りながら音楽や映像をダウンロードする行為はすでに違法とされていましたが、刑事上の罰則規定はありませんでした。今回の改正で、2年以下の懲役または200万円以下の罰金またはその両方が科せられることとなります。

詳しくは、文化省ホームページ <http://www.bunka.go.jp/> をご覧ください。